

諏訪市長

金子 ゆかり 様

諏訪市議会 社会文教委員会

委員長 吉澤 美樹郎

政策提言書

「再生可能エネルギーに関する条例制定の実現」に向けた提言

令和2年12月

諏訪市議会 社会文教委員会

はじめに

過日、国より2050年までに実質的CO₂排出量をゼロに、脱炭素社会の実現を目指すとの発表がありました。急激な地球温暖化を防ぐためには温室効果ガスの削減は必至であり、必然的に再生可能エネルギー利用への依存度はさらに高まると予想されます。

現在、再生可能エネルギー利用施設として代表的なものに、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、温泉熱発電及びバイオマス発電等の施設があります。CO₂の排出を抑制するこうした施設は歓迎すべきではありますが、電力買取り施策と相まって地方の山間地や海辺等に大型の施設を建設する事例が増えてきています。こうした施設の中には自然環境の破壊や、開発に伴う災害への不安、景観の阻害などに起因し、しばしば地域住民との間に軋轢を生ずる事態が見られるようになってきています。ここ諏訪市においても問題が提起されたことは、記憶に新しいところです。

持続可能なエネルギーの施策には欠かすことの出来ない、今後さらに需要が見込まれる再生可能エネルギーであればこそ、地域に根ざした運用のルールづくりが必要とされる時期に来ていると考えます。

こうした背景のもと、当委員会は別紙のとおり政策提言いたします。

社会文教委員会

委員長	吉澤 美樹郎
副委員長	近藤 一美
委員	廻本 多都子
委員	横山 真
委員	小山 博子
委員	高木 智子
委員	小泉 正幸

「再生可能エネルギーに関する条例制定の実現」に向けた提言書

諏訪市は、先人より守り受け継がれた山紫水明の地である。この豊かな自然の恵みを享受しつつ、持続可能な未来を子孫に引き継いでいくことは我々の責務である。

同時に、この自然の持つ力「再生可能エネルギー」の利用は持続可能な地域づくりに欠かせないものであり、市民生活の向上、安全の確保、地域経済の活性化と自然環境、景観の保全とのバランスの取れた「共生」できる取り組みが必要である。

以上により、再生可能エネルギーに関する条例を制定するよう提言いたします。

以下に、条例制定の上で求める内容を列記いたします。

1. 条例制定においては広く市民の意見を聞き、早期施行の実現に努めること。
2. 条例制定にあたり目的、理念をしっかりと織り込むこと。
3. 再生可能エネルギー利用の推進における市の責務、事業者の責務、地域住民の責務を定めること。
4. 施設の種類、事業規模等について適用範囲を指定し、防災、自然・生活環境、景観、事業運営等の観点から基準を定めること。
5. 自然・生活環境及び景観等の保全を目的とした規制区域の指定を検討すること。
6. 規制区域の指定においては地域住民の合意を形成すること。
7. 施設の設置については届出制とし、運用上必要と定める部分について、市長との事前協議を義務付けること。
8. 地域住民の理解を得るための事業者による説明会の開催について定めること。
9. 条例に従わない場合における事業者名の公表等の違反者への対応について定めること。
10. 制定過程において、思いを共有して条例を制定するために議会(社会文教委員会)に対し条例の内容について適時報告を行うこと。